

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（柏崎刈羽原子力発電所7号炉 設計及び工事の計画）【165】
2. 日 時：令和2年4月22日 10時00分～11時30分
3. 場 所：原子力規制庁 8階A会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

義崎管理官補佐※、片桐主任安全審査官

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社

原子力設備管理部 課長 他6名※

## 5. 要旨

(1) 東京電力ホールディングス株式会社から、柏崎刈羽原子力発電所7号機の工事計画認可申請書のうち、計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書等について、令和2年4月21日の提出資料に基づき説明があった。

(2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

【計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書及び補足説明資料等】

○ 被毒物質として抽出された一酸化炭素について、試験結果において影響が認められなかった理由を整理して説明すること。

(3) 東京電力ホールディングス株式会社から、本日の説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

## 6. その他

関係資料：

なし